

一定期間集中して休日を確保すること(長期休業期間中)

文科省 6. 28通知 「学校の働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校業務の適正化等について」

6月28日、文科省は「学校の働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校業務の適正化等について」という通知を各都道府県教育長宛に出しました。すでに「なぜこの時期なのか」「この夏休みには間に合わない」などの声も聞こえてきています。しかし、知らないと何も変わりません。以下右が通知の概要です。

○ 学校における働き方改革の目的

教師の厳しい勤務実態を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、教師としての自信と誇りを持って子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること

○ 集中した休日の確保

夏季等の長期休業期間中に一定期間集中して休日を確保することが学校における働き方改革を進める上で有効と指摘されている。→ 平成14年7.4通知「夏季休業期間等における公立学校教職員の勤務管理について」の廃止

通 知 内 容 の 概 要

- 1 学校閉序の設定について
 - 2 長期休業期間における業務について
 - (1) 研修について
 - ① 研修の絶対量を増やさない 研修の精選 内容の簡素化
→ まとめた休暇をとりやすいように配慮すること
 - ② 初任者研修
校内研修週10時間以上、年間300時間以上 校外研修年間25日以上
→この目安どおりに実施する必要はない
 - ③ 中堅教諭等資質向上研修
平成14年8.8通知「長期休業期間などに20日程度教育センター等で研修を実施すること」
→教育公務員特例法改正（平成29年4月1日実施）後、日数の目安は示していない。実施期間及び日数を弹力的に設定すること
 - ④ 実施すること自体が目的ではなく、効果的で質の高い研修とするよう努める必要があること
 - (2) 部活動について
 - ① 必ずしも教師が担う必要のない業務
学期中に準じた扱い ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること
 - ② 大会等の見直し
文科省から日本中体連等の大会主催者にも働きかけを行っているところ
 - (3) 児童生徒の学習活動について
 - ① 夏季休業期間中の授業日を設定しようとする場合
それが各教科等や学習活動の特質に応じて効果的であると言えるかどうか、十分に検討を行うこと
 - (4) その他の業務

平成30年3.18通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」

「学校としての伝統だからとして続いているが、児童生徒等の学びや健全な発達の観点からは必ずしも適切とは言えない業務又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務（例えば、夏休み期間の高温時のプール指導や、試合やコンクールに向けた勝利至上主義の下で早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、内発的な研究意欲がないにもかかわらず形式的に続けられる研究指定校としての業務、地域や保護者の期待に過度に応えることを重視した運動会等の過剰な準備、本来家庭が担うべき休日の地域行事への参加の取りまとめや引率等）を大胆に削減すること。」

→ 夏季等長期休業期間中の業務について、各学校の実情を踏まえて見直すこと

○ 「職専免研修」についても言及

参考HPページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/06/28/1418538_1_1_1.pdf

みんなでレベルUP！
日 時 8月9日(金)18:30(18:00受付)

場 所 教育会館(西宝町)

内 容 小論文添削 面接チェックポイントなど

資料代 300円

どなたでも参加できます。

詳細は、香教組HPでご確認ください。

「毎日研修」「毎日研修」とされている方も多いことでしょう▼一方で「2日に1回で書きながら、動静表をみるとほぼ毎日研修。午前は、水泳県大会の練習が入っています。「他人事ではなく、世界の課題のようです。」と失笑しました▼教職員の「働き方改革」は日本だけではなく、世界の課題のようですが、これイギリス・ドイツ・フランス・フィンランドなどは、日本よりずっと元に改革に着手しています▼日本はこの国も、教員の専門性の担保が一番の課題です。授業研究・準備の時間の確保のために改革が進められています▼これらの国は、教員の労働組合が中心となり、給与・授業時間数・仕事内容についての協約を交わし、改革を進めています。▼それでも、なかなかうまくいきません。改革が進んでいないのも事実です。その、うまくいかない方法を日本は取り入れています▼日本以外の国は、一学級の児童生徒の上限が多くて30人です。参考にした働き方改革が、この数を前提にしていることは見逃がせません。▼フィンランドは、学力が高いことで有名です。この国の教員は、「自己評価して日々研修に努める」と示すと「決めて守門家」としてみなされており、自己研修が保障されています。また、国家目標や教育課程の設定は、地方自治体や学校・教員にゆだねられています▼とすると「決めて守門家」としてみなされており、「自己評価して日々研修に努める」と声が聞こえてきそうですが、「自ら問題意識をもち、学んでいくこと」が教員の質の向上につながっているようですね。国の文化の違いがあり、検討課題はあります。参考文献(季刊「教員の専門性を高めたい」)から、「学びたはならない研修」への参加の承認を広げたいのです。國の文化の違いがあり、いものですが、参考文献(季刊「教員の専門性を高めたい」)から、「学びたはならない研修」への参加の承認を広げたいです。